

金融庁顧問会議（以下、「会議」という。）は、金融システムの安定のための資本増強・破綻処理に係る基本的問題及び個別案件のうち特に重要なものに関する審議を行い、その意見を金融庁の行政に適切に反映させるために設置するものとし、以下の要領により運営する。

1. 会議の日時

- (1) 会議は、原則として第2・第4木曜日の10時に開催する。
- (2) ただし、資本増強・破綻処理の個別案件の事務処理を行うに当たり、特に必要がある場合には、臨時に開催する。

2. 会議の構成等

- (1) 会議は、以下の者により構成する。
 - ① 金融庁顧問のうち金融担当大臣が指名する者
 - ② 金融担当大臣及び金融庁長官
- (2) 副大臣は、金融担当大臣が不在の場合に金融担当大臣に代わって、会議に出席するものとする。
- (3) 議長は、審議上必要な者に限り説明員として会議に出席させることができる。

3. 会議の議長

- (1) 会議の議長は、会議において金融担当大臣が当たる。
- (2) 議長代理は、副大臣が行うこととし、副大臣が会議に出席できない場合は、議長が金融庁顧問の中から予め指名した者が行う。

4. 会議の非公開

会議は、非公開とする。

5. 議事録

会議の議事録を作成し、会議から3年を経過した後に公表するものとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に該当する部分については、この限りでない。また、会議は、その時の金融・経済情勢を勘案し、当該公表の時期を見直すことができる。

6. 設置期間

金融庁顧問会議の設置期間は、平成14年3月31日までとする。

7. 事務局

事務局は、金融庁監督局総務課金融危機対応室において行う。

8. その他

この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。